

郡山市大槻地区循環型バス社会実験運行業務委託に係る
公募型プロポーザル選定委員会設置要綱

令和8年7月14日制定
〔都市構想部総合交通政策課〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市大槻地区循環型バス社会実験運行業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員7名以内をもって組織する。

- 2 委員は、都市構想部長、都市構想部次長兼都市政策課長、総合交通政策課長、総合交通政策課長補佐兼企画係長、総合交通政策課地域交通係長、政策開発部次長兼未来創造課長、保健福祉部次長兼保健福祉総務課長とする。
- 3 委員の任期は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を締結した日までとする。

(委員長の職務等)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、都市構想部長とし、副委員長は都市構想部次長兼都市政策課長とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長はその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席できなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 4 会議は、非公開とする。
- 5 会議は、必要に応じ書面開催を可能とする。

(選定基準)

第6条 選定基準は、郡山市大槻地区循環型バス社会実験運行業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領に定める。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市構想部総合交通政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年7月14日から施行する。
- 2 この要綱は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を締結した日に、その効力を失う。